

I

麻生財務大臣発言

麻生財務大臣は、下記のとおり発言された。同発言は、3日後に、撤回された。
(2013/7/29・東京都内・講演会で。録音テープ書き起し)
「昔はみな静かに(靖国神社に。(引用者による補足)) 行っておられましたよ。
各総理大臣もみな行っておられたんですよ、これは。いつから騒ぎにしたんです? マスコミですよ。ちがいますかね。いつのときからか、騒ぎになった。〆

意見広告

と私は……。騒がれたら、中国も騒ぐことにならざるをえない。韓国も騒ぎますよ。だから、静かにやろうや、というんで。**憲法も、ある日気がついたら、ドイツのこともさっき話しましたが、でも、ワイマール憲法がいつのまにか変わってて、**✓

ナチス憲法

だれも気がつかないで変わったんだ。あの手口学んだらどうかね。」(強調 引用者)

に変わっていたんですよ。

II

ナチスは、「緊急事態宣言」を使って、独裁

ー ナチスがドイツを独裁した時の歴史は、どうだったんですか？
下記が、ドイツの歴史です。

- (1) **1932年**
11/6 総選挙 ナチス(ナチ党ともいう)**33.1%**(得票率)
1933年
1/30 ナチス・ヒットラー内閣成立(初回)
2/2 解散・総選挙 〆

2 / 4 **第1回緊急事態宣言**
ヒットラー内閣は、大統領をして、緊急事態命令を発令させた。
言論の自由、報道の自由が停止された。

2 / 27 国会議事堂が放火された。

2 / 28 **第2回緊急事態宣言**
約5000人(共産党支持者ら、ナチス反対の人々)が、数日のうちに(注1)、司法手続無しで、逮捕・拘禁された。

3 / 5 選挙投票日 ナチスの得票率 **43.9%**
3 / 23 全権委任法成立
但し、出席国会議員の**82%**の賛成投票による。〆

11/12 総選挙(投票率：**95.3%**)
ナチスの得票率 92.2%

(2) 1932/11/6の選挙で、ナチス以外の政党に投票した【全投票人の**66.9%**(=100%-33.1%〈ナチス〉)の人々】のほとんどが、約1年後の1933/11/12の選挙では、**大逆**に、ナチス支持の投票をしました。
その理由の一つは、**衆急事憲宣言**下の、ナチスに反対する人々に対する、**司法手続無し的大量逮捕・拘禁**をうすうす感じて生まれた、**恐怖心**と**諦観**でしょう。

(注1) 石田勇治『ヒトラーとナチス・ドイツ』(講談社2015)

III

「あの手口」とは？

ー ナチスは、緊急事態宣言を使って、独裁政権を樹立したのでは？
ハイ。おっしゃるとおりです。

- (1) 1932年11月の国政選挙で、ナチスの得票率は、**33%**でしかありませんでした。
- (2) **ところが**、1933年2月、ナチス政権(ヒトラー・ドイツ首相)は、大統領をして、**2つの衆急事憲宣言**を発令させました。
第1次緊急事態宣言で、言論の自由を停止し、新聞・ラジオは、言論統制の下に置かれました。つまり、国民は、ナチス批判の情報から遮断されました。
第2次緊急事態宣言で、数日のうちに、**約5000人**(共産党支持者、社会民主党支持者らナチス反対派)を逮捕・拘禁しました。
緊急事態宣言のため、報道が無いので、ドイツ国民の大部分は、ナチス反対派の**約5000人**の逮捕・拘禁の事実について、何も知りませんでした。
ナチスは、この**2つ**の緊急事態宣言を使って、ドイツを、一気に、**独裁**しました。
『**あの手口**』とは、ナチスが、**緊急事態宣言**を使って、**言論の自由を停止し、誰も気付かないうちに、ワイマール憲法をナチス憲法(全権委任法)に変えた、【手口】**を指すと解されます。

ー 「選挙で当選した国会議員の多数決によって、(ワイマール憲法を骨抜きにする)全権委任法が成立した。ナチスは、民主的手続を踏んで、独裁した」という人もいますが？

それは、全くの**誤解**です。
当時、国会議事堂が放火されたため、ナチス政権は、ベルリン市内のオペラ座を国会の仮会議場に指定しました。
仮会議場内正面には、ナチ党旗(＝ハーケンクロイツ)が高々と掲げられ、武装したナチスの突撃隊員が、議場内に入って、議員を威圧しました。ナチスの議員数は、全国国会議員の44%でしかないにも拘らず、『全権委任法』は、1933年3月23日に、その異様な状況の下に、出席議員の82%の賛成投票で、成立したのです。
とても、国会決議と呼べるような代物ではなかったんです。

『全権委任法』の成立は、ナチス独裁政権が自らの独裁を正当化するために行った、形式的な立法手続でしかありません。
したがって、『ナチスは、『全権委任法』によって、独裁政権樹立に成功した』という、世間の常識は誤りです。〆

教えて！
自民党憲法改正
草案について
0.6票君が聞く



IV

トルコ大統領も、緊急事態宣言(2016年7月)を使って、強権政治を行っている

ー トルコ大統領は、緊急事態宣言を利用して、強権政治をおこなっているというのは本当ですか？

ハイ。本当です。

- (1) **エルドアン・トルコ大統領は**、軍の一部によるクーデターの未遂事件を理由に、2016/7/20、**衆急事憲宣言**を発し、1ヵ月間に、
① 3万5022人を、逮捕・拘束し、
② 8万1000人強を、免職や停職の処分にし(CNNニュース)、
③ 言論の自由を停止し、報道機関・131社(通信社・3社、テレビ局・16局、ラジオ局・23局、出版社・29社を含む)を閉鎖しました(BBCニュース)。
- (2) しかし、日本の新聞、テレビは、【エルドアン大統領の緊急事態宣言の発令に関する詳細な情報】を大きく報道していません。
そのため、日本国民(1億2000万人)のほとんどは、【トルコ大統領が、2016年7月に**衆急事憲宣言**を発して、強権政治を行っている事実】に、気づいていません。

V

緊急事態宣言条項は不要では？

ー 緊急事態宣言は不要ではありませんか？

ハイ。不要です。

- (1) 自民党改憲支持派は、パリ市内のイスラム教過激派の爆弾テロ事件、熊本地震の際に、
『この種の緊急事態に備えて、緊急事態宣言条項を憲法に定めるよう改憲の必要がある』旨
発言しています。
しかし、現憲法の下で、既に、地震、津波等の自然災害等に備えて、〆

①災害対策基本法、② 武力攻撃事態法、③原子力災害対策特別措置法、④石油コンビナート等災害防止法が、しっかりと整備されている。これらの諸法に不足があれば、これらの諸法を補強し又は新法を立法すれば、足够了。
改憲は不要です。

- (2) 自民党改憲案98条1項は、
「内閣総理大臣は、…内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害…において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて緊急事態の宣言を発することができる。」
(強調 引用者)

と定めています。
即ち、内閣総理大臣は、ある出来事が「内乱等による社会秩序の混乱」に該当し、特に必要であると認めるときは、閣議にかけて緊急事態宣言を発することができるのです。
そして、一旦緊急事態宣言が発せられれば、国民は、事実上、その違憲性を裁判所で争えません。

緊急事態宣言は、一旦発せられると、**最悪の場合**、1933年のナチスの独裁政権樹立、2016年のトルコ大統領の強権政権樹立につながり得る危険なものです。

VI

自民党改憲案47条は？

ー 自民党改憲案47条は、「1人1票」を否定していませんか？

否定しています。同改憲案では、選挙区割り、人口を基本として行政区画、地勢等を総合勘案して、決めることになります。民主主義は、国民が、その多数意見に基づいて国家権力を行使するという統治の仕組みです。選挙区割りにおいて人口以外の要素を考慮する同改憲案では一人一票の原則は否定され、国民の多数意見に基づく統治の原則がなくなります。トンデモナイことです。

文責：弁護士 升永英俊

この意見広告は賛同者のご支援により掲載されました。引き続き、ご支援をお願いいたします。

三井住友銀行 渋谷駅前支店[普通]4301426 / 郵便振替口座番号 00120-5-417561
名義：一人一票実現国民会議 ※クレジットカードでも受け付けております。詳しくはHPをご覧ください。
当NPO法人への寄付金は、確定申告を行うことにより税制上の優遇措置を受けられます。

あなたの1票の価値が0.何票分かチェックしてみましょう。

 <http://www.ippyo.org/> **一人一票** **検索**
【お問い合わせ】ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221
【合わせ】EmailとFaxのみで受け付けております。
連絡先：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6 **一人一票実現国民会議**